

清流

令和元年 8月1日発行

令和 元 年度


みどり
水土里ネット
安曇川沿岸
(安曇川沿岸土地改良区)
第31号

奥山ダム施設の概要

均一式アースダム

貯水量：727,000 m³ (有効貯水量：564,000 m³)

堤長：220 m 堤高：23 m

現在の貯水量：407,000 m³ (貯水率：55%)

(令和元年7月現在)



奥山ダム (令和元年7月撮影)

目次

- ◆理事長あいさつ、新役員の紹介について……………2
- ◆総代、連絡調整員の紹介について……………3
- ◆総代会について、
平成29年度決算・平成31年度予算について、
県営かんがい排水事業について……………4
- ◆事業関係、台風21号被害状況、
水管理について……………5
- ◆こんなときは、届出が必要です
(組合員の移動・口座振替の手続について)……………6
- ◆こんなときは、届出が必要です
(農地転用の手続について)
決済金について……………7
- ◆改良区からのお知らせ……………8

ごあいさつ

理事長 中川 幸雄

盛夏の候、組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より当土地改良区の運営並びに業務の推進に格別なるご理解とご協力、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

この度令和元年6月の役員会において、新理事長としてご推挙いただき、微力ではありますが任務の重責を自覚し、新しい役員さんと職員とともに業務の遂行に全力を傾注して参る所存でございます。

組合員の皆様のご指導ご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

さて、農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化・担い手不足、世界的規模での気象変動等、多くの課題に直面しています。

我が国の農業は、今こそ持続可能な力強い農業への体質強化を目指すときにあり、担い手の確保、農地の水利施設等の生産基盤の保全整備を確実かつ継続的に進めていく必要があると考えます。

とりわけ、安心・安全な食糧の供給、食糧自給率の向上を支える農業農村を維持するために農業用水の確保は農業の根幹をなすものです。

当改良区は設立から68年目を迎え、水路等の施設は老朽化が著しく、施設整備の改修を計画的に進めることが重要と考えます。安曇川右岸幹線用水路

では長尾及び田中地先が平成29年までに、安曇川左岸幹線用水路の上古賀地先が平成30年度に完成致したところであり、現在安曇川左岸2期地区は、令和4年度に完成予定となっています。いずれも県営事業として滋賀県のご支援をいただき、関係者のご理解のもと推進していることに対し、厚く御礼申し上げます。

灌漑用水の供給については、本年は深刻な雨不足の影響により交互送水を実施し、用水の供給に努めております。

当改良区の施設は、農業用水を中心に環境保全・防災等多面的な機能を併せ持つことから、今後とも適正かつ効果的な維持管理を行って参ります。

また、転用等による受益面積の減少や、補助金の減額により当改良区運営に苦慮する現実を考えますと、賦課金の改定を検討せざるを得ない状況下であります。今後役員会や総代会を通じ、皆様のご理解を賜りたいと存じます。

組合員各位の一層のご支援・ご協力を切にお願い申し上げますとともに、皆様の益々のご繁栄を心よりお祈り申し上げます。



安曇川沿岸土地改良区
理事長 中川 幸雄

新役員のご紹介（敬称略）

任期：令和元年6月7日～令和5年6月6日

《理事長》

安曇川町田中 中川 幸雄

《副理事長》

新旭町新庄 大藤 兵市

《会計担当理事》

安曇川町田中 藤澤 一夫

《事業担当理事》

新旭町北畑 清水 文和

《理事》

安曇川町南古賀 清水 秀雅

新旭町饗庭 中西 與志治

新旭町針江 山川 悟

安曇川町西万木 瀧本 久雄

安曇川町常磐木 三生 一郎

《総括監事》

新旭町安井川 伊藤 善治

《監事》

安曇川町常磐木 万木 嘉蔵

去る5月25日開催の『第88回臨時総代会』において、新役員として次の方々が選任され、6月の監事会及び理事会で下記のとおり役員が互選されました。



総代の紹介 (敬称略)

任期：令和元年5月6日～令和5年5月5日

任期満了に伴い、平成31年4月25日に執行した総代選挙の結果、次の40名の方が当選されました。総代の皆様におかれましては、4年間何かとお世話になりますが、よろしくお願い致します。

第1選挙区 定数7人 (安曇川町)

下古賀 竹脇 義成
 下古賀 井上 公一
 上古賀 平井 勝巳
 上古賀 平井 清次
 長尾 川島 耕一
 中野 中村 英明
 南古賀 東川 一弥

第2選挙区 定数11人 (安曇川町)

馬場 西川 尚宏
 下ノ城 山崎 竹司
 佐賀 森 正人
 沖田 奥谷 昭彦
 三田 薬師川 聡
 南市 安原 清和
 南市 安原 正行
 十八川 枝 主市
 十八川 八木 権次
 庄堺 熊谷 澄男
 三重生 添田 竹文

第3選挙区 定数7人 (安曇川町)

三尾里 日置 裕
 三尾里 日置 繁
 西万木 井保 吉文
 西万木 村田 佳三
 西万木 横木 秀和
 青柳 白井 茂
 青柳 柴田 敬三

第4選挙区 定数9人 (新旭町)

新庄 多胡 豊章
 新庄 大藤 耕平
 川原市 岡田 孝行
 井ノ口 多谷 一郎
 安養寺 上原 康夫
 北畑 吉廣 哲也
 北畑 上原 敏雄
 藁園 八田 吉郎
 藁園 岩野 忠雄

第5選挙区 定数6人 (新旭町)

辻沢 足立 功
 平井 栞原 齋
 堀川 八田 均
 森 川口 弥寿夫
 霜降 山川 豊和
 針江 石津 大輔



令和元年度 連絡調整員の紹介 (敬称略)

各集落の連絡調整員様より、広報紙など配布物の送付・連絡事項の通知をさせていただきます。連絡調整員の皆様には、一年間いろいろとお世話になりますが、ご協力の程よろしくお願い致します。

下古賀	北川 良治	沖田	奥谷 義則	青柳	柴田 敬三	針江	森田 茂之
上古賀	柿本 英雄	北出	石島 一明			五十川	神田 喜彦
長尾	平井 宏	三尾里	福原 賢治	新庄	大藤 浩之	辻沢	足立 功
中野	清水 徹	西万木	稲富 則光	川原市	竹井 謙吾	今市	栞原 聡
南古賀	中谷 修	五番領	中村 正治	井ノ口	佐々木 幸則	平井	栞原 毅
南市	伊藤 学	馬場	伊藤 範純	安養寺	山田 正幸	田井	饗庭 庄威
下ノ城	横井 康幸	三重生	多胡 重孝	北畑	上原 和男	森	入江 重一
仁和寺	村山 雅和	庄堺	熊谷 猛	藁園	森田 真隆	堀川	八田 均
三田	志村 大輔	上寺	小川 長雄	太田	清水 均	山形	坂尾 真
佐賀	鈴木 一彦	十八川	八木 権次	深溝	田中 捷二	霜降	川島 和久

◆ 前期(4月)・後期(11月)の納付書と賦課金納付証明書(1月)は、今年度より組合員の皆様に直接送付します。

送水量などのご要望は、各集落の連絡調整員様を通じてご連絡をお願いします。

第69回通常総代会を開催

平成31年3月16日開催の通常総代会において議案審議の結果、下記の12議案が全て原案どおり可決決定致しました。

【総代会提出議案】

- 議第3号 平成30年度一般会計収支補正予算（第2号）
- 議第4号 平成30年度地区除外決済金特別会計収支補正予算（第1号）
- 議第5号 平成31年度事業計画について
- 議第6号 平成31年度地区除外決済金算定基準の変更について
- 議第7号 平成31年度役員報酬について
- 議第8号 平成31年度組合費の賦課徴収方法について
- 議第9号 平成31年度歳計現金の預入先について
- 議第10号 平成31年度一時借入金について
- 議第11号 平成31年度長期借入金について
- 議第12号 平成31年度一般会計収支予算について
- 議第13号 平成31年度地区除外決済金特別会計収支予算について
- 議第14号 平成31年度退職給与積立金特別会計収支予算について



平成29年度 一般会計収支決算の報告

平成30年10月13日（土）
第87回臨時総代会が開催され、可決されました。

収入	決算額	支出	決算額
1. 組合費	50,349,310円	1. 事務所費	17,721,663円
2. 借入金	15,098,000円	2. 維持管理費	33,064,665円
3. 補助金	17,644,000円	3. 償還金	3,556,438円
4. 交付金	1,120,000円	4. 負担金	23,916,430円
5. 雑収入	723,017円	5. 財産費	5,056,675円
6. 財産収入	0円	6. 諸費	4,688,228円
7. 繰入金	2,352,164円	7. 予備費	0円
8. 繰越金	4,813,250円		
合計	92,099,741円	合計	88,004,099円

【差引額】4,095,642円を平成30年度へ繰越しました

平成31年度 一般会計収支予算の報告

平成31年3月16日（土）
第69回通常総代会が開催され、可決されました。

収入	予算額	支出	予算額
1. 組合費	49,666,000円	1. 事務所費	18,916,000円
2. 借入金	6,840,000円	2. 維持管理費	20,835,000円
3. 補助金	8,210,000円	3. 償還金	3,963,000円
4. 交付金	1,000円	4. 負担金	13,330,000円
5. 雑収入	1,065,000円	5. 財産費	3,078,000円
6. 財産収入	1,000円	6. 諸費	7,186,000円
7. 繰入金	263,000円	7. 予備費	1,000,000円
8. 繰越金	2,262,000円		
合計	68,308,000円	合計	68,308,000円

令和元年度 県営かんがい排水事業の概要

	事業内容	事業年度	施工場所	全体事業費	本年度事業費	改良区負担金	本年度施工内容
基幹水利施設整備型 安曇川左岸2期地区	県営左岸 幹線水路改修	平成26年度 ～令和4年度	安曇川町 上古賀・下古賀地先	660,000,000 (円)	114,000,000 (円)	11,400,000 (円)	用水路工 用地補償 測量試験

多面的機能支払交付金事業について

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業（多面的機能支払交付金事業）におきまして、平成31年2月20日に『広域たかしま』が設立され、事務等の簡素化が図られるようになりました。

当改良区といたしましても、施設の長寿命化（資源向上支払交付金事業）の工事に関する事務を受託し、各集落の負担軽減に協力させていただきたいと考えております。

農業水利施設保全合理化事業（平成30年度実施済）

業務名：機能保全計画策定業務

事業内容：改良区が管理する施設（左岸幹線用水路・右岸幹線用水路・分土工）の状態を調査し、補修、改修が必要な箇所については、工事をする年や工法について計画を行う事業です。

平成30年度 台風21号被害状況

平成30年9月4日の台風21号では、強風の影響により山沿いに造られた用水路で多数の倒木が発生しました。幸い施設本体への影響はなく、通水の支障となる倒木につきましては改良区で撤去しましたが、まだ多くの倒木がそのままになっている状況です。

右岸幹線用水路（佐賀）



左岸幹線用水路（上古賀）



右岸幹線用水路（佐賀）



左岸幹線用水路（下古賀）



市単独土地改良事業

◎青柳幹線用水路改修工事



安曇川町青柳地先

施工後



【工事概要】

三面張水路に改修

（幅）0.95 m × （高さ）0.57 m L = 18 m

◆水管理について◆

★公平な配水を実施するため、

用水のかけ流しはやめましょう！！

- ・かけ流しは用水不足を招く原因となりますので、水門・田んぼの用水・排水の適切な管理をお願いいたします。

★ゴミや雪などを水路に落とさないでください！

- ・水路が詰まる原因となり、下流に水が行かなくなって迷惑がかかります。また、水路があふれる原因にもなりますので、刈った草やゴミ・雪などは水路に捨てず、各自で適切に処理してください。



こんなときは、届出が必要です。

●組合員の資格等に変更があった場合

- ◇耕作者の変更
- ◇農地の移動（売買・賃貸借・交換等）
- ◇農業者年金等による経営移譲
- ◇生前贈与または組合員死亡による名義変更
- ◇住所変更

『組合員資格得喪通知書』（耕作権移転届）の提出が必要です。

※用紙は、改良区ホームページからもダウンロード出来ます。

◆用紙の提出がない限り、組合員の変更が出来ません。

用紙の提出がないと、前年度と同じ方に賦課金がかかります。変更がある場合は、必ず用紙の提出をお願いします。

◆賦課基準日：4月1日

- ・毎年4月1日を基準に賦課金の算定を行います。
- ・基準日以降に提出された分は、翌年度に変更されます。その際、当年度の賦課金は当事者間で精算をお願いします。（名義・住所は、年度内に変更可能です）

※農地中間管理機構を経由される場合、組合員資格得喪通知書の提出がなくても耕作権の変更が出来るようになりました。改良区への届出がない場合は中間管理機構からの情報に基づき受け手の方に耕作権が変更されますのでご注意ください。

様式が変わりました

組合員資格得喪通知書

受付印

通知年月日 令和 年 月 日

安曇川沿岸土地改良区 理事長 中川幸雄 様

現資格者（喪失）	フリガナ		組合員CODE	印
	氏名			
	郵便番号（〒 - ）			
	住所			
	電話番号	携帯電話		
新資格者（取得）	フリガナ		組合員CODE	印
	氏名			
	郵便番号（〒 - ）			
	住所			
	生年月日 昭和 平成 年 月 日	性別 男・女		
	電話番号	携帯電話		

下記事項により組合員資格が得喪したので、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

記

1 資格得喪の対象たる土地(全部または一部のいずれかの□をチェックしてください)

資格を喪失する組合員の賦課基礎台帳記載の全筆を対象とします。(資格の全部)

下記土地を対象とします。(資格の一部)

町名	大字	小字	地番	地目	用途	地積(㎡)

※□等数が多いため、別紙に記載し提出します。

2 資格得喪の原因およびその時期

原因 (該当箇所をチェック)	<input type="checkbox"/> 賃貸借	<input type="checkbox"/> 死亡のため	<input type="checkbox"/> 相続	<input type="checkbox"/> 売買	<input type="checkbox"/> 交換	<input type="checkbox"/> 農業者年金受給	<input type="checkbox"/> 経営移譲
	<input type="checkbox"/> 利用権設定	<input type="checkbox"/> 委託解除	<input type="checkbox"/> 農地転用	<input type="checkbox"/> 住所変更	<input type="checkbox"/> その他()		
時期	令和 年 月 日						

※本書に記載の個人情報につきましては、土地改良区の業務以外の目的には使用いたしません。

現資格者・新資格者 両名の署名と捺印が必要です
(記入漏れなど、不備があると受理できません)

●振替口座の変更をしたい場合

- ◇新たに口座振替を契約したい
- ◇振替口座を変更したい

『預金口座振替依頼書』の提出が必要です。

※専用の用紙がございますので、必要な方は改良区までご連絡ください。

■ 提出場所：取扱い金融機関の窓口

- ・年度途中でも変更が可能です。(次回納付分から変更となります)
- ・納付書発布の前後は、変更が間に合わない場合があります。
- ・契約中の口座を停止する場合は、改良区までご連絡ください。

■ 取扱い金融機関 一覧

《 滋賀県内での取扱い 》

- ・西びわこ農協
 - ・新旭町農協
 - ・滋賀銀行
 - ・関西みらい銀行
 - ・滋賀県信用組合
- 本店(所)
支所(所)
出張所

《 全国での取扱い 》

- ・ゆうちょ銀行

※上記以外の金融機関では取扱いがございません。

◆各種用紙をご希望の方は改良区までご連絡ください◆

『組合員資格得喪通知書』『地区除外申請書』の様式は当改良区ホームページからもダウンロードできます。

●農地を転用したい場合

- ◇田を住宅等へ転用
- ◇公共事業用地（道路等）買収による転用（寄付による転用も対象となります）

『農地転用等の通知および意見書交付願※』
または、『地区除外申請書』
の提出が必要です。

※用紙は高島市農業委員会でお受け取りください。

- ・農業委員会を通さずに改良区の受益地から除外する場合は、『地区除外申請書』の提出をお願いします。（用紙は改良区まで）

農地転用（地区除外）の際は
面積に応じて
決済金の納付が必要です

※決済金の納付と引き替えに意見書をお渡しします。

- ・公共用地買収の場合（寄付の場合も含む）も決済金を納付していただく必要があります。
- ◆転用の手続きをされますと、
翌年度より地区から除外されます。
- ◆地区除外の手続きをされる年度の賦課金は納付していただく必要があります。

※資格の異動（名義変更）や農地転用（地区除外）の届出は、土地改良法第43条の規定により組合員の皆様から改良区へ通知することが義務付けられています。変更がある時は必ず届出をお願いします。

決済金について

◆農地転用（地区除外）の面積に応じて、決済金の納付が必要です。

公共事業用地（道路等）への転用も、決済金の納付が必要です。
寄付による転用の場合であっても同様に決済金を納付していただく必要がありますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

令和元年度 決済金単価

1㎡あたり **155円**

◆決済金とは・・・

転用などで受益面積が減ることにより、残った農地への負担が過度にならないよう公平を図る為、その土地に対して本来負担すべき費用（賦課金）を精算する為に納付していただくお金が決済金です。

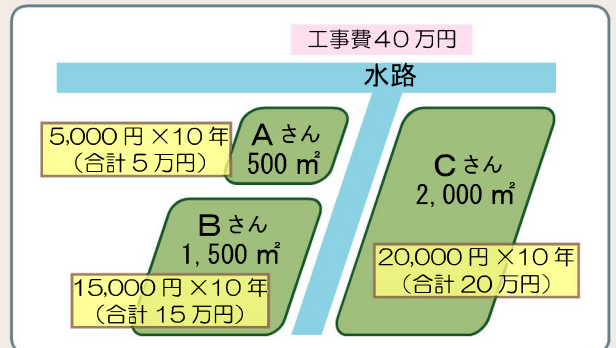
決済金単価は、毎年4月1日を基準に土地改良施設の維持管理費・事業費などをもとに算出しており、年度によって変動します。

◆決済金のしくみ・・・

土地改良施設の維持管理費や工事にかかる事業費などは、組合員の皆様に納めていただいている賦課金でまかなわれています。転用などで土地改良区の受益面積（田の面積）が減少すると、残された農地（組合員）で費用を負担することとなり、組合員一人ひとりに係る負担が大きくなってしまいます。そこで、農地を転用する際に決済金を納めていただくことにより、残された農地（組合員）への負担をなくし、公平を図っています。

◆決済金の図説◆

- 【当初】
- Aさん、Bさん、Cさんが、それぞれ田を耕作しています。
 - 水路の工事費に40万円かかりました。
 - 工事費を全体の面積で割り、3名の負担額が決まりました。
 - 1,000㎡あたり年間1万円を納付することにより、10年で支払が完了します。（賦課金）



- 【4年後】
- Aさんが田を畑に転用する事になり、田を作っていないので賦課金を払わないと言われました。
 - これまでAさんは、5,000×4年分＝2万円の賦課金を納付していますが、3万円の負担額が残っています。
 - 残りの3万円をBさんとCさんが支払うことになると、残った耕作者の負担が増えて不公平になります。
 - そこで、Aさんに残り3万円を決済金として精算してもらうことで、残った耕作者の負担にならないようにします。

改良区からのお知らせ

◆ 令和元年度賦課金について ◆

《納入期日》

前期：平成31年 4月30日（月）

後期：令和 元年11月30日（金）

納入期日までの納付にご協力をお願いします。

- ◆ 賦課金は、4月1日を基準に組合員に賦課されます。
- ◆ 口座振替の方は納入期日が振替日となりますので、期日までに残高の確認をお願いします。（金融機関が定休日の場合は翌営業日に振替）
- ◆ 期日を過ぎても納入いただけない場合、督促状を発送します。督促状発送後は、手数料として100円が加算されます。

【督促状は、納付書発送から2ヶ月経過すると発送します】

農地中間管理機構を経由する場合の注意事項

今年度より、組合員資格得喪通知書の提出がなくとも農地中間管理機構からの報告により耕作者の変更が出来るようになりました。組合員資格得喪通知書の提出がない場合、受け手の方に耕作権が移転されます。

ただし、情報提供の時期により移動が間に合わない場合もありますので、お急ぎの場合は従来通り組合員資格得喪通知書の提出をお願いします。

◆ 青地農地の転用について ◆

青地農地は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき「土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年経過した土地」でなければ転用できないこととなっております。

平成27年3月末日に安曇川沿岸地区の合同井堰水門工事が完了しておりますので、安曇川沿岸土地改良区の受益地内にある青地農地については、転用できない場合があります。青地農地の転用をお考えの方は、事前に改良区までお問い合わせください。

◆ 転作による減額について ◆

転作がある場合、後期（11月）にて事業賦課金※1を半額にさせていただきます。毎年、細目書のデータをもとに減額の処理を行っておりますので、細目書に申請がない場合は、減額の対象にはなりません。

◆ 現地確認による減額は出来ませんのでご了承ください。

- ◆ 後期に納付がある場合 → 転作分を減額した金額で納付書が発付されます。※2
- ◆ 前期全納の場合 → 減額分を還付させていただきます。

◇ **ご注意** ◇ 水を使用する用途での申請は、減額の対象外となります。

『調整水田』『養魚池』などは、転作であっても水を使用する為、転作による減額の対象になりません。また、水を使用する用途で申請があった場合、実際には水を使用していない場合であっても水を使用するものと判断しますので、ご注意ください。（水の使用の有無に関わらず対象外となります）

※1 賦課金は『事業賦課金』と『経常賦課金』に分けられ、そのうち『事業賦課金』が減額の対象となります。

※2 前期（4月）に発付する納入通知書には、減額前の金額が記載されております。減額の対象となる土地は、後期に発付される納入通知書の裏面に記載されておりますので、そちらをご確認ください。

幹線水路
水路清掃 は 夏期：7月 第3日曜日
春期：3月 第3日曜日 に実施します

前日に水路の水を止めさせていただきますので、生活用水にご利用の場合はご注意ください。

◆・◆・改良区からのお願い・◆・◆

⚠危険⚠

水路には絶対に近づかないでください！

改良区の管理する水路には危険な箇所がありますので、付近を通行する際は十分注意してください。

特に、台風や豪雨で増水した水路には、絶対に近づかないようにしましょう。



- 発行所：安曇川沿岸土地改良区
- 発行人：理事長 中川 幸雄
- 住所：520 - 1202 滋賀県高島市安曇川町下古賀 1543 番地 1
- 電話：0740 - 33 - 0009
- F A X：0740 - 33 - 0093
- ホームページ：http://www.adogawaengan.com
- Eメール：mail@adogawaengan.com

■ お問い合わせ
TEL 0740 - 33 - 0009

■ 届出用紙のダウンロード
【安曇川沿岸土地改良区ホームページ】
http://www.adogawaengan.com